

公益社団法人 全国大学体育連合
北陸支部運営規約

第1章 総則

第1条 本運営規約は、公益社団法人全国大学体育連合定款第3条および、公益社団法人全国大学体育連合支部設置規程（以下、支部設置規程という）第1条と第2条の定めにより設置された公益社団法人全国大学体育連合北陸支部の運営に関する規則を定める。

（名称）

第2条 この組織は、公益社団法人全国大学体育連合（以下、この法人という）北陸支部（以下、本支部）という。

（地区割り）

第3条 本支部の地域性を鑑み、支部を次の3地区に分ける。①富山地区 ②石川Ⅰ地区 ③石川Ⅱ地区

（事務局）

第4条 支部設置規程第3条の定めにより、本支部の事務局は支部長の所属する大学におく。

第2章 事業

（事業）

第5条 本支部は、支部設置規程第5条の定めにより、次の事業を行う。

- (1) 大学保健体育教育に関する研修会、情報交換会、その他の事業
- (2) 北陸地区の体育関係団体との連携・協力による事業
- (3) その他、この法人が定める目的を達成するための事業

第3章 構成員

（構成員）

第6条 本支部は、次の身分を有する者で組織する。

- (1) 北陸地区所在の大学会員の大学に所属する保健体育教員
- (2) 北陸地区所在の大学に所属する個人会員
- (3) 北陸地区所在の大学会員の大学に所属する大学体育・スポーツ関係者（大学院生を含む）で構成員となることを希望する者

（資格の喪失）

第7条 本支部の構成員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の決議によって当該構成員を除名することができる。

- (1) 本支部の運営規約、その他のこの法人の規程・規則に違反したとき。
- (2) 本支部の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為をしたとき。

- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、当該運営委員会開催の日の1週間前までに当該構成員に通知し、かつ当該運営委員会において決議の前に当該構成員に弁明の機会を与えるものとする。
3. 支部長は、構成員を除名したときは、除名した構成員にその旨を通知する。

第4章 役員

（役員）

第8条 支部設置規程第6条の定めにより、本支部には次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 運営委員 10名以上、15名以内（支部長と副支部長を含む）
- (4) 監査委員 3名以内
- (5) 幹事 2名以内

2. 前項(3)にかかわらず、支部長が必要と認めた場合は、支部設置規程第6条2項の定めにより運営委員若干名を増員できる。

3. 第1項の(1)、(2)、(3)、(5)をもって、支部設置規程第6条に定める支部運営委員とする。

（運営委員の選出方法）

第9条 支部設置規程第7条の定めにより、運営委員は、次の各号により選出する。

- (1) 大学会員の各大学より推薦を受けた者。ただし、各大学1名とする。
- (2) 個人会員。ただし、1大学に複数名の個人会員が所属している場合は、内1名を運営委員とする。

2. 前項による各大学からの運営委員の選出方法は各大学における構成員が決定する。

3. 第1項、および前項にかかわらず、支部長が必要と認めた場合は、支部長が所属する大学より1名の運営委員を補充することができる。

第10条 支部設置規程第7条の定めにより、支部長と副支部長は運営委員の互選により決定する。

2. 監査委員は運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。

3. 幹事は運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。（役員の職務）

第11条 支部設置規程第8条の定めにより、支部長は本支部を代表し、本支部の運営を総理する。

2. 支部設置規程第7条2項の定めにより、支部長はこの法人の理事に推薦される。

3. 運営委員は運営委員会を組織して、本支部の運営に関わる事項を議決し、執行する。
4. 監査委員は、本支部の運営委員会の職務執行状況および、会計を監査する。このため、監査委員は運営委員を兼務できない。
5. 幹事は支部長の指示により本支部の事務（庶務・会計）を処理することができる。

（役員任期）

第12条 本支部の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または、増員により選任された役員任期は前任者または、現任者の残任期間とする。
3. 支部長は、この法人の総会において本支部の事業報告ならびに、収支報告が承認されるまでその責（出席責任と説明責任）を負う。
4. 前項における支部長とは、役員改選により支部長が交代した場合は、前支部長をいう。

（費用の支給）

第13条 役員には、その職務を行うために要する費用を支給する。

2. 前項の支給は、運営委員会の決議により別に定める役員に関する規程による。

第5章 会議

（運営委員会）

第14条 運営委員会は第7条に定める支部長、副支部長および、運営委員をもって組織する。このため、運営委員会出席者は所属する大学の他構成員の意見を集約して運営委員会に出席しなければならない。

2. 監査委員ならびに幹事は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

（運営委員会の職務）

第15条 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本支部の業務執行の決定
- (2) 運営委員の職務執行の監督
- (3) 支部長と副支部長の選任及び解職
- (4) その他、本支部の運営に関する事項

（運営委員会で議決すべき事項）

第16条 運営委員会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および、収支予算についての事項
- (2) 事業報告および、収支報告についての事項
- (3) 運営委員会で決議するものとしてこの規約に定められた事項
- (4) その他、支部長または、運営委員会出席者の過半数が運営委員会で決議する必要があると認められた事項

（運営委員会の開催等）

第17条 通常運営委員会は毎年2回開催する。

2. 臨時運営委員会は、支部長または運営委員の過半数が必要と認めるとき、支部長が招集し、開催する。

3. 運営委員会の開催は、日時、場所および、会議に付議すべき事項を記載した書面、または電子的方法によって支部長が通知する。

4. 通常運営委員会の議長は、支部長とする。

5. 臨時運営委員会においては、支部長、副支部長を含む出席者から議長を選出する。

6. 運営委員会は、電子的方法によって開催することができる。

（運営委員会の定数等）

第18条 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、委任状提出者は出席者とみなす。

2. 運営委員会の議事は、出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 電子的方法によって運営委員会を開催する場合、期日までに評決を示さない運営委員については、評決を支部長に委任したものとみなす旨を開催通知に記述することができる。

第6章 会計

（経費）

第19条 支部設置規程第12条の定めにより、本支部の経費は次の収入によってまかなう。

- (1) 交付金
 - (2) 寄付金
 - (3) 受益者負担金
 - (4) その他の収入
- （年度）

第20条 本支部の会計（事業）年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第21条 本支部の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、支部長が作成し、運営委員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第22条 本支部の事業報告および、収支報告については、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監査委員の監査を受けた上で、運営委員会の承認を受けなければならない。

2. 前項において運営委員会の承認を受けた書類については、この法人の事務局が指定する期日までに提出しなければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第23条 この規約は運営委員会の議によって変更することができる。

第8章 その他

(準用)

第24条 この運営規約で定められていない事項については、定款および、その他の規程・規約を準用して運営委員会において決定する。

2. 定款および、その他の規程・規約に記載していない事項については、運営委員会において協議し、決定する。

付 則

1. 本規約は、昭和53年10月28日から施行する。
2. 全国大学体育連合の社団法人としての登記に伴い、本支部の名称を「北陸大学体育連合」から「社団法人全国大学体育連合北陸支部」と変更する。
3. 本規約は、平成23年3月7日をもって改正する。
4. 本支部は、「社団法人全国大学体育連合」の公益社団法人としての登記変更に伴い、「公益社団法人全国大学体育連合北陸支部」と名称を変更する。
5. 本規約は、平成26年12月3日をもって改正する。
6. 本規約は、平成29年3月24日をもって改正する。
7. 本規約は、令和2年6月5日をもって改正する。